

規制影響分析書要旨

規制の名称	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令	
主管部局・課室	環境省総合環境政策局環境保健部環境安全課 経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質リスク評価室 厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成20年9月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号。以下、「化管法」という。)は、特定化学物質の環境への排出量等の把握に関する措置(PRTR制度*1)や、その性状や取扱いに関する情報の提供に関する措置(MSDS制度*2)を講じることにより、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的として、平成11年7月13日に制定され、平成12年3月30日から施行された。</p> <p>現在、PRTR制度及びMSDS制度の対象となる第一種指定化学物質(*3)として354物質、そのうち人に対する発がん性があると判断された特定第一種指定化学物質として12物質、MSDS制度のみ対象となる第二種指定化学物質(*4)として81物質が同法施行令において指定されている。</p> <p>法施行後現在までの間、これら指定化学物質の見直しは行われてこなかったが、法施行後の化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、現行の指定化学物質の選定基準を踏まえて指定化学物質の見直しを実施する。また、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種に医療業を追加する。</p> <p>今回の物質見直しによって、新たにPRTRの対象となる物質(第一種指定化学物質)が187物質追加されるとともに、新たにMSDSの対象となる物質(第一種指定化学物質と第二種指定化学物質)が218物質追加されることとなる。</p> <p>なお、現在の指定化学物質から除外される物質や第一種と第二種の間で入れ替わる物質もあるので、それらも考慮すると、第一種指定化学物質の数は354物質から462物質となり、第二種指定化学物質は81物質から100物質となる。</p> <p>また、対象業種の追加により、第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種は23業種から24業種となる。</p> <p>*1 対象化学物質の環境への排出量及び移動量を事業者自らが把握し、国に届出することを義務づける制度。 *2 対象化学物質又は対象化学物質を含有する製品を譲渡等する際に、その化学物質の性状等に関する情報を事前に提供することを義務づける制度。 *3 人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在すると認められる化学物質として政令で指定。 *4 第一種指定化学物質と同等の有害性があり、将来的に環境中に広く存在することとなる可能性があると認められる化学物質として政令で指定。</p>	
	(根拠条文)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条(定義等)、第5条(排出量等の把握及び届出)、第14条(指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供)及び第18条(審議会等の意見の聴取)
想定される代替案	今次の指定化学物質の見直し及び対象業種の追加は、物質の規制手法等の措置枠組みそのものには及んでいないものであることから、代替案は想定されない。	

想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定化学物質の取扱量、排出量、移動量の把握に係るコスト ・PRTRの届出に係るコスト ・指定化学物質等を他の事業者に譲渡等する際に、MSDS制度に基づき指定化学物質等の性状等に関する情報の提供を行うため文書等を作成し交付するコスト 	—
(行政費用)	<ul style="list-style-type: none"> ・第一種指定化学物質の届出外排出量の推計に係るコスト ・PRTR届出件数増加に伴う集計に係るコスト ・届出物質変更・件数増加に伴う、経由事務の負担増分のコスト 	—
(その他の社会的費用)	費用の増減は発生しない。	—
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(国民・社会への便益)	指定化学物質の性状や第一種指定化学物質の排出の状況に関して理解を深めることができる。	—
(関連業界への便益)	第一種及び第二種指定化学物質の自主的な管理の改善ための基礎データが得られる。	—
(行政機関への便益)	環境の保全上の支障を未然に防止できる。	—
分析結果	以上の規制にかかる費用・便益の分析が示すとおり、最新の知見に基づき化学物質排出把握管理促進法の指定化学物質を見直し、対象業種を追加した場合、事業者による化学物質の自主的な管理の改善がより一層促進され、環境の保全上の支障が未然に防止されるとともに、国民や社会の理解も一層深まることが期待できるため、本指定化学物質の見直しを実施することは妥当であるといえる。	
有識者の見解その他関連事項	<p>「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ」(平成19年8月24日)において、「化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである」と、「大学病院は高等教育機関の付属施設として対象になっているが、医療業は対象業種に指定されていない。医療業全体を指定業種として追加すべきかどうかについては、化学物質の使用実態の調査も含め今後さらに検討が必要である」と指摘されている。</p> <p>また、「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会PRTR対象物質等専門委員会合同会合」において、指定化学物質の見直しについて審議が行われ、それぞれの審議会より答申されている。</p>	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	<p>化管法の指定化学物質については、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて見直しを行う。第一種指定化学物質等取扱事業者となり得る業種については、「中央環境審議会環境保健部会化学物質環境対策小委員会、産業構造審議会化学・バイオ部会化学物質政策基本問題小委員会化学物質管理制度検討ワーキンググループ合同会合中間取りまとめ」(平成19年8月24日)における指摘を踏まえ、今後一層の検討を行う。</p>	
備考	—	